

船舶事故調査報告書

令和元年9月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年7月25日 04時10分ごろ
発生場所	北海道伊達市伊達港南東方沖 伊達港南防波堤灯台から真方位158° 1,340m付近 (概位 北緯42° 27.1′ 東経140° 51.9′)
事故の概要	漁船第二十八昭富丸 ^{しょうとみ} は、操業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八昭富丸、6.2トン HK2-21661（漁船登録番号）、個人所有 12.79m (Lr) × 3.21m × 0.98m、FRP ディーゼル機関、405kW（動力漁船登録票による）、平成2年7月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年3月22日 免許証交付日 平成28年2月10日 (令和3年3月21日まで有効) 甲板員A 男性 27歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約1.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約20℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、ほたて貝 ^{けたあみ} 桁網漁の目的で、平成30年7月25日03時50分ごろ伊達港を出港した。 本船のほたて貝桁網漁は、鉄製桁に袋網を取り付けた桁網2台が横幅の約2分の1を船外にせり出した状態で、両舷の中央部から甲板員2人の手によりそれぞれ海中に投入された後、桁網に結ばれた引綱を引いてえい網し、袋網に入ったほたて貝を漁獲する方法で行われていた。 本船の桁網は、鉄製桁の縦の長さ約120cm、最大幅約210cm、

重量が約200kgであった。

桁網の引綱は合成繊維製で、直径が約2cm、長さが約120mあり、一方の端が本件桁網に結び付けられ、甲板員Aの足元で3回から4回コイルされたのち、「ポンプ」と称する‘前部甲板船尾側に設置されたマスト状の支柱’の先端にある滑車を通し、本件桁網の下付近でコイルされた後、もう一方の端が同支柱下部のシャックルに結び付けられていた。

本船は、04時00分ごろ伊達港南東方沖の漁場に着いて主機を中立とし、前進行きあしの状態で桁網投入作業を開始し、船長及び甲板員Bが左舷中央部から1台目の桁網を投入した後、甲板員A及び甲板員Cが右舷中央部から‘2台目の桁網’（以下「本件桁網」という。）を投入した。（図1、図2 参照）

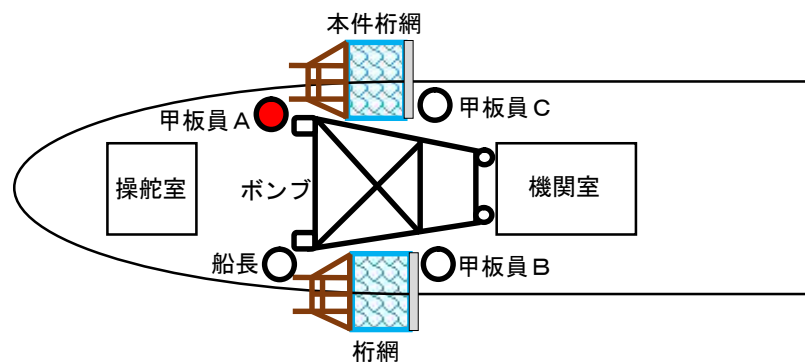


図1 本事故時の乗組員の配置

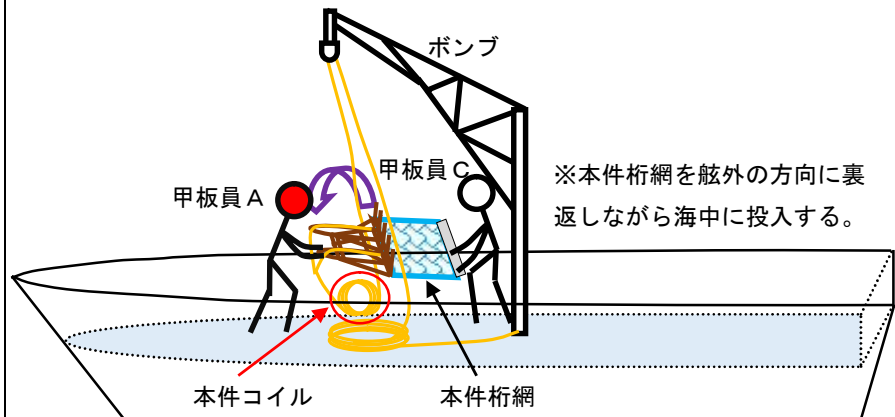


図2 本事故時の甲板員A及び甲板員Cの作業内容

船長は、本件桁網が投入された後、乗組員の誰かが発した「あーっ」という声が聞こえたので右舷側を見ると、甲板員Aが、右足首に本件桁網の引綱が絡まり、引綱に引かれてブルワーク上から落水しそうになっているのが見えた。

船長は、他の乗組員と共に掛け寄り、甲板員Aが落水しないよう体を押さえたものの、足が舷外に出ていて絡まった引綱を切ることができなかったので、引綱が引く力に抗しきれず、04時10分ごろ甲板員Aが落水した。

	<p>船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報し、本件桁網を引き揚げたところ、右足首に引綱が絡み、容易に外れない状態で意識を失っている甲板員Aを発見し、救助して救命措置を行いながら伊達港に戻った。</p> <p>甲板員Aは、救急車により病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員Aは、ほたて貝桁網漁の経験が約4年間あり、本船には約2年前から乗船しており、桁網投入作業の経験が約1年間あった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>甲板員Aは、帽子、カッパの上下、作業用救命衣及び手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>‘引綱の、甲板員Aの足元で3回から4回コイルされている部分’(以下「本件コイル」という。)は、桁網投入作業時、乗組員の足が入らないよう、右舷側ブルワークに立て掛けられていた。</p> <p>本船は、本件桁網を投入する箇所のブルワークの高さが約56cmであった。</p> <p>船長は、桁網投入作業時に本件コイルに足を入れないよう注意して作業する旨、ふだんから甲板員Aに指導していた。</p> <p>甲板員A以外の乗組員で、桁網投入時、甲板員Aの右足首に本件桁網の引綱が絡むに至った状況を見た者はいなかった。</p> <p>船長は、本事故時、甲板員Aが、本件桁網を投入する際に体勢を崩し、船尾側に右足を踏み出したことにより、本件コイルに右足が入ってしまったのではないかと、本事故後に思った。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、伊達港南東方沖で操業中、甲板員Aが、本件桁網を投入する際、右足首に本件桁網の引綱が絡まったことから、引綱に引かれ、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件コイルに右足が入ったことから、右足首に引綱が絡まった可能性があると考えられるが、引綱が絡むに至った状況を目撃した者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、伊達港南東方沖で操業中、甲板員Aが、本件桁網を投入する際、右足首に本件桁網の引綱が絡まったため、引綱に引かれ、落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- ・桁網の海中投入は、投入前に乗組員同士が声を掛け合うなどして、引綱のコイルに足が入っていないか確認してから行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

